

欠席するときは

◆事前にわかっているときは……………

連絡帳に記入して、担任にお知らせください。
(日時や理由もお書きください。)
病気で休むときは、病院に行って、医師の診断の結果を学校に報告してください。



◆急な欠席のときは……………

朝8時15分までに電話等でお知らせください。
電話を受けた職員が担任にお伝えしますので、
学年・お子様のお名前・欠席理由をお伝えください。
(遅刻の場合も、連絡をお願いします。)

○欠席が長期にわたる場合は

長期欠席をする場合は給食を停止することができますので、学校にご相談ください。

○忌引きについて（出席にも欠席にもなりません）

*児童に対する規約等がありませんので、次の日数は、県の規約（教職員用）をもとにして運用しているものです。

父母……………7日

兄弟姉妹……………3日

祖父母……………3日

おじおば……………1日

曾祖父母……………1日

○指定感染症は、「出席停止」となり欠席扱いになりません。

(詳しいことは担任まで)

・インフルエンザ ・百日咳 ・はしか ・風疹 ・水ぼうそう

・おたふくかぜ ・マイコプラズマ肺炎・プール熱 他

※新型コロナウイルス感染症についても、状況により判断し「出席停止」としています。